

静岡県公安委員会規程第4号

指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡県公安委員会委員長 外山弘宰

指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程の一部を改正する規程

指定講習機関が行う取消処分者講習の実施に関する規程（平成15年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運転適性指導員の確保)</p> <p><b>第4条</b> 指定講習機関は、<u>運転適性指導員（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導員をいう。以下同じ。）を必要数確保するとともに、取消処分者講習の実施に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第9号。以下「規程」という。）第1条の2に規定する飲酒取消講習を実施する場合にあっては、アルコール依存の程度を自覚させる講習を行う運転適性指導員にアルコール依存症の専門医による教養を受けさせるものとし、これ以外の者を運転適性指導に従事させてはならない。</u></p>	<p>(運転適性指導員の確保)</p> <p><b>第4条</b> 指定講習機関は、<u>法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導員（以下「運転適性指導員」という。）を必要数確保するとともに、これ以外の者を運転適性指導に従事させてはならない。</u></p> <p><u>2 指定講習機関は、取消処分者講習の実施に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第9号。以下「規程」という。）第3条第3項第5号に規定する一般取消講習（以下「一般取消講習」という。）を実施する場合にあっては、<u>運転適性指導員（一般取消講習の内容のうち、静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が別に定めるものを行う運転適性指導員に限る。）に、交通心理学の専門家等による教養を受けさせるものとする。</u></u></p> <p><u>3 指定講習機関は、規程第1条の2に規定する飲酒取消講習（以下「飲酒取消講習」という。）を実施する場合にあっては、<u>運転適性指導員（飲酒取消講習の内容のうち、本部長が別に定めるものを行う運転適性指導員に限る。）に、アルコール依存症の専門医による教</u></u></p>

(受講の申請の受理等)

**第12条** 取消処分者講習に係る受講相談、受講資格の確認、受講の日時・場所の指定等の手続は、公安委員会が行うものとする。

2 指定講習機関は、前項の規定による受講の日時・場所の指定に基づき、別に定める受講申請書を受理するものとする。

3 指定講習機関は、第1項の規定による公安委員会の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会から日時・場所の指定を受けさせた上で、受講申請書を受理するものとする。

(講習の実施方法)

**第13条** 取消処分者講習は、規程第6条に定める実施基準その他静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）の定める講習の実施方法等に準拠して実施するものとする。

養を受けさせるものとする。

(受講の申請の受付等)

**第12条** 取消処分者講習に係る受講相談、受講資格の確認、受講の日時及び場所の指定等の手続は、公安委員会が行うものとする。

2 指定講習機関は、前項の規定により当該指定講習機関での受講を指定された者から受講の申出があったときは、別に定める受講申請書を受け付けるものとする。

3 指定講習機関は、第1項の規定による受講の日時及び場所の指定を受けていない者から受講の申出があったときは、直ちに公安委員会に連絡させ、公安委員会による当該指定を受けさせた上で、前項の受講申請書を受け付けるものとする。

(講習の実施方法)

**第13条** 取消処分者講習は、規程第6条に定める実施基準その他本部長の定める取消処分者講習の実施方法等に準拠して実施するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。